

IFRS任意適用企業の注記例を参考に

改正収益認識基準の注記に関する実務ポイント

公認会計士・米国公認会計士
 仰星監査法人
 井上 敏

【この章のエッセンス】

● IFRS 15号とほぼ同様の注記が求められるため、IFRS任意適用企業の注記が先事例として非常に参考になる。

● 各注記事項について何を記載すべきかを把握したうえで、開示目的の達成のために具体的に開示する。

● 改正会計基準の適用に向けて、会計処理と並行して表示や注記についても早期に検討する必要がある。

注記に関する基本的な方針

(1) IFRS 15号の注記事項

2020年3月31日に改正された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「改正会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正適用指針」という)では、注記事項の基本的な方針の1つとして、原則としてIFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS 15号」という)の注記事項のすべての項目を含めることとしている。IFRS 15号から、注記項目を再分類し

て並べ替え、また、一部の事項は重要な会計方針に記載することとしているものの、基本的には同じ内容となっている⁽¹⁾。

注記すべき事項については、改正会計基準の80―2項から80―27項に記載されているが、非常に膨大であること、記載内容が抽象的で難解であることから、何をどれ程の分量で記載すればよいかについてイメージすることが困難であると思われる。しかし、前章の冒頭に記載したとおり、日本でIFRSを任意適用している企業(以下、「IFRS任意適用企業」という)はIFRS 15号に基づいた注記を実施しているため、これらは改正会計基準で求められる注記を検討する際に非常に参考となるものと考えられる。実務上、注記の

記載を検討するにあたって、何を記載すべきかについてイメージを持つことが重要であると考えられるため、本章の各注記項目の実務解説においてもIFRS任意適用企業の注記例を紹介することとする。

(1) IFRS 15号における契約コストに係る注記は、改正会計基準では任意となる点に違いがある。

(2) 開示目的に照らした注記

改正会計基準では、注記事項の基本的な方針のうち1つとして、個々の注記は開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができることとしている。一方で、重要性が認められる項目については、開示目的の達成のために、企業が収益認識において判断した固有の情報をも具体的に記載することが重要であると考ええる。

あらためて「開示目的」の定義を記載すると、「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること」である(改正会計基準80―4項)。端的に表現すれば、財務諸表利用者にわかりやすく十分な情報を記載するということである。

改正会計基準と同日に、企業会計